

平成30年度

福島県農業共済組合 獣医師職員募集要領

●採用予定人員 若干名

●採用予定年月日 平成30年4月1日

●応募資格

次の要件を満たす者とします。

- (1) 獣医師免許及び普通自動車運転免許取得者（取得見込者含む）
- (2) 福島県内の家畜診療センターに勤務し、産業動物の診療に情熱を捧げられる者

●応募方法

本組合の採用願書に関係書類を添えて提出してください。

●応募者の提出書類

- ① 採用願書（本組合指定用紙、ホームページに掲載）
- ② 履歴書（写真貼付、ホームページに掲載）
- ③ 卒業見込証明書（又は獣医師免許証写し）
- ④ 学業成績証明書

●選考及び採用の決定

面接により採用内定者を決定します。

●願書の締切日

随時

●採用試験日

随時

●採用内定者の決定

随時

●採用後勤務内容及び場所

基礎臨床研修の後、福島県内の本組合家畜診療センターに配属され、臨床獣医師として勤務することになります。

●待 遇

(1) 俸 給

本組合職員給与規則による。

(給与体系は、福島県職員給与に準じ、県人事委員会勧告に伴い改定されます。)

(2) 手 当

扶養手当、住居手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当

医療職手当、診療手当（夜間・休日・深夜診療従事手当）、日直手当（当番制）

●勤務時間

午前8時30分から午後5時15分

●休日、休暇

(1) 定例休日

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日（振替休日含む。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日）

(2) 休 暇

- ・年次有給休暇20日（採用年15日）
- ・夏季休暇5日
- ・その他、結婚・出産・忌引・父母、配偶者、子の祭日・病気などの休暇あり。

福島県農業共済組合の概要

■沿革

昭和22年12月15日に農業災害補償法が施行され、翌昭和23年4月1日に福島県農業共済組合連合会が設立された。

平成28年4月1日に、福島県内の9農業共済組合が合併し「福島県農業共済組合」が設立された。

■業務内容

農業災害補償法に基づき、農作物共済（水稻・麦）、家畜共済、果樹共済（りんご・ぶどう・なし・もも・かき）、畑作物共済（ばれいしょ・大豆・そば・蚕繭）、園芸施設共済、建物共済、農機具共済の7事業について共済事業を実施し、県内約7万農家の経営安定と農業再生産に寄与している。

■業務機構

組合長、参事のもと、5部1室（総務部、企画部、農産園芸部、建物農機具部、家畜部、監査室）、7課（総務課、経理課、企画情報課、農産課、果樹園芸課、建物農機具課、家畜診療課）の執行体制をとり、県内に支所9か所及び家畜診療センターを6か所（県北、郡山田村、いわせ石川、白河、会津、浜通り）に設置しているほか、家畜臨床技術研修所を設けている。

■職員数（平成29年4月1日現在）

【一般職】

- ・本所 56人（うち女性 11人、獣医師2人）
- ・支所 257人（うち女性 37人）

【医療職】 29人（うち女性 7人）

【総数】 342人

願書の提出・お問合わせ先

福島県農業共済組合 総務部総務課

〒960-8031 福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル6F

TEL 024(521)2715 FAX 024(523)1887

<URL> <http://www.fukushima-nosainet.jp/>